

## 『小売店舗』認定基準におけるエコマークの表示方法

公益財団法人日本環境協会  
エコマーク事務局

「小売店舗 Version2」認定基準で認定を受けたエコマーク使用契約者が、エコマークを表示する方法について説明します。

### 1. エコマークの基本的な表示方法

エコマーク「小売店舗」で認定を受けた店舗、店舗内の環境への取組みを示すPOP、チラシなどの広告宣伝物、使用契約者のウェブサイトなどに表示することができます。

「小売店舗」のエコマーク表示は、表示例1～3に示す通り「エコマークのロゴ」と「ピクトグラム」をセットで表示して下さい。

（ピクトグラムは、店舗で実施している環境への取組みを消費者に視覚的に伝える目的で、認定基準書の評価カテゴリー毎に6つの図柄とその内容を簡潔に表したキャッチコピー(例：エコな商品・包装の提供)があります。)

エコマークの表示は、日本語表記／英語表記／日英表記の3種類を用意していますので、適宜選択してお使い下さい。



表示例 1. 日本語表記



表示例 2. 英語表記



表示例 3. 日英表記

「エコマーク」の呼称およびロゴは、公益財団法人日本環境協会が商標権を保有しています。

## ○表示における留意点

- ・表示例 1～3 は電子データで認定時に事務局からお渡しします。また、表示例 4 のような横型に加工して表示することも可能です。
- ・6 つのピクトグラムは、認定基準書の各評価カテゴリーに対応しています。評価カテゴリーごとに獲得ポイントが 2 ポイントに満たないカテゴリーに対応するピクトグラムの表示はできません。
- ・個別のピクトグラムは、表示例 5 の通り、該当する評価カテゴリーの基準項目に関連する取り組みに対してエコマークとともに表示することが可能です（詳しくは 5 ページの例を参照下さい）。ただし、その場合には小売店舗で認定を受けたことがわかるように表示して下さい。



表示例 4



表示例 5

## 2. エコマークロゴを単独で表示する場合

エコマークのロゴを単独で、エコマーク認定を受けた店舗、広告・宣伝物などに表示することも可能です。

### 1) 基本色（推奨）：DIC236（C0%、M95%、Y100%、K20%）

※ エコマーク「小売店舗 Version2」でのエコマークの表示には、上記が基本色となります。  
コーポレートカラーを用いるなど上記の基本色以外での表示も可能です。

### 2) 基本ロゴの表示サイズ：ロゴの視認性を損なわない大きさと表示して下さい。



エコマーク認定店舗

「エコマーク」の呼称およびロゴは、公益財団法人日本環境協会が商標権を保有しています。

### 3) 表示にあたっての留意事項

エコマークの認定を受けた対象が店舗であることがわかるように表示をして下さい。(例えば、「エコマーク認定店舗」または「ECO MARK CERTIFIED STORE」を表記するなど) また、店舗以外で表示する場合(例えばウェブサイトなど)には、使用契約者名または認定番号の表示、および認定された店舗等について消費者が容易に識別できるように配慮をして下さい。表記する文字のフォント、色、サイズの指定はありません。

### 3. 問い合わせ先

エコマークおよびピクトグラムの表示にあたり、不明点がありましたら以下までご相談下さい。

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課

〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-10-5 TMM ビル 5 階

TEL:03-5829-6286 FAX:03-5829-6281

エコマーク事務局メールアドレス：[info@ecomark.jp](mailto:info@ecomark.jp)

ウェブサイト：<http://www.ecomark.jp>

「エコマーク」の呼称およびロゴは、公益財団法人日本環境協会が商標権を保有しています。

<参考> 様々な媒体へのエコマーク表示例

1) 店内での表示例

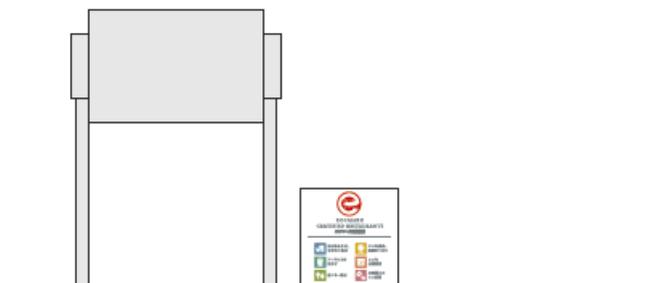
**【レジ周り】**

レジ、あるいはその周辺に表示する。顧客側へ向いたモニターを利用することが理想的。モニターがない場合、レジ機械の裏側やレジ横のスペースを活用する。



**【サック台周り】**

サック台、あるいはその周辺に表示する。アルバイトの募集やセール日の告知などに使用されるスペースを利用する。



**【サービスカウンター】**

サービスカウンター奥に掲示する。例のように額装し、カウンター奥や壁など、他の情報の邪魔にならない範囲で掲示する。



**【店舗の入口】**

店舗の入り口（扉）や壁面を利用する。



「エコマーク」の呼称およびロゴは、公益財団法人日本環境協会が商標権を保有しています。

### 【POP、回収ボックスの壁面など】

店内の売り場のPOPや、トレー等の回収ボックス、掲示板などに表示する。エコマーク認定の価値や品質を伝えることができる。



### 2) その他の表示例

#### 【名刺、環境報告書、印刷物など】



上記以外にも様々な媒体でエコマークとピクトグラムの表示が可能です。表示にあたりご不明点がございましたらエコマーク事務局までご相談下さい。

「エコマーク」の呼称およびロゴは、公益財団法人日本環境協会が商標権を保有しています。